

学校法人享栄学園役員報酬規程

平成 24 年 3 月 27 日  
制 定

(目的)

**第 1 条** この規程は、学校法人享栄学園（以下「学園」という。）の寄附行為第 37 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において常時勤務し、理事会で認められた者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、職務手当、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、学園が定める給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

**第 3 条** 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、職務手当、役員退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

**第 4 条** 常勤の役員に対する報酬の額は、別表第 1 に定める額とする。

- 2 常勤の役員に対する職務手当の額は、別表第 2 に定める金額を上限とし、理事会において決定する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第 3 に定める額とする。
- 4 退職慰労金の額は、別に定める学校法人享栄学園役員退任慰労金規程（以下、「役員退任慰労金規程」という。）に基づくものとする。
- 5 常勤の役員が学長等を兼任し、常勤の役員報酬等及び別に定める学校法人享栄学園給与規程に基づく給与が支給される場合には、次の各号のとおりとする。
  - (1) 報酬は、別表 1 の額の 60 パーセントを支給するものとする。
  - (2) 職務手当は、別表 2 に基づき支給する。
  - (3) 退職慰労金は、役員退任慰労金規程に基づくものとする。

(報酬等の支給方法)

**第 5 条** 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区

分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬及び職務手当は、毎月 21 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日）に支払うものとする。

(2) 役員退任慰労金は、別に定める役員退任慰労金規程に基づくものとする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった翌月の 21 日に支払うものとする。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(その他の経費)

**第 6 条** 役員がその職務遂行上必要とした経費については、実費を支払う。ただし、旅費については、学校法人享栄学園役員旅費規程により支払うものとする。

2 第 4 条第 3 項に係る交通費は、経済的な通常の経路及び方法により実費を支給する。ただし、支給の上限は、8,000 円とする。

(報酬等の日割り計算)

**第 7 条** 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

**第 8 条** この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

**第 9 条** この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

**第 10 条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

**第 11 条** この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

## 附 則

享栄学園役員報酬規程（昭和60年3月1日制定）及び享栄学園役員等報酬規程細則（平成11年3月12日制定）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

### 別表第 1

#### 常勤の役員報酬

役職名	金額
理事長	月額 70 万円
常務理事	月額 70 万円
理事	月額 70 万円
監事	月額 70 万円

### 別表第 2

#### 常勤の役員職務手当

役職名	上限額
理事長	月額 50 万円
常務理事	月額 30 万円
理事	月額 10 万円
監事	月額 10 万円

### 別表第 3

#### 非常勤の役員報酬（理事、監事）

	日 額
ア 理事会への出席	3 万円
イ 上記ア以外で個別に委嘱する会議等	1 万円
ウ 上記ア及びイ以外で理事長が必要と認めた学園行事等への出席	5 千円

- 1 理事会と同日に開催する評議員会等に出席する場合には、当該報酬は、アに含むものとし支給しない。
- 2 学園専任職員には、支給しない。
- 3 非常勤役員に特別の業務を委嘱する場合の報酬は、理事会において決定する。